

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 3 年 2 月 8 日付け 2 河第 282 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、2021（令和 3）年 1 月 23 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

去る 1 月 20 日午前 10 時頃、県土木部河川課の 課長、 参事、 ダム事務所長らは、地権者らがダム建設に反対して抗議の座り込みを行う現場を訪ね、地権者らとのやり取りを重ねた事実がある。

この際の 課長らが現場に到着してから離れるまでの 20 数分間の一部始終を、ダム事務所の 主任技師は高い場所からカメラを構えて記録していた。その録画した映像の全部。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「石木ダム現場状況（令和 3 年 1 月 20 日撮影動画）（以下「本件文書」という。）」を特定し、令和 3 年 2 月 8 日付けで、条例第 7 条第 1 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し 2021（令和 3）年 3 月 3 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論等

審査請求人が審査請求書、反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号の該当性について

ア 映像中の人物には公務員と非公務員が混在しているのに、これを区別することなく、すべての個人について包括して「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」とするのは極めて粗雑で正当な判断がなされているとは認められない。

イ 非公務員については、そのほとんどはコロナウイルス感染症の防止対策用のマスクを着用していることから、「特定の個人を識別する」のは不可能である。

ウ 映像中のすべての個人について、「特定の個人を識別する」ことができるか否かについて、もっと具体的かつ詳細な検討がなされなければならない。

エ 公務員か非公務員かの差異に基づく検討が必要なことは言うまでもないが、それがなされた形跡は認められない。

オ 映像中の個人について、公務員・非公務員を峻別してする検討は行わず、また、非公務員について、「特定の個人を識別する」ことができるか否かの個別的・具体的な検討が行われないうまま、いわば十把一からげ的に「個人の権利利益を害するおそれがある」と決めつけるのは不当である。

(2) 部分開示の該当性について

ア 何としても本件文書を開示したくないとする処分庁の意思を明らかにしたに過ぎないし、同時にこの短慮かつ不当な判断は条例第8条第1項本文の濫用である。

イ 動的な電磁的記録であることを理由に一切合切を不開示とすることは不当かつ違法である。違法でないとする、動的な電子的記録の場合は、当然のようにその全部が不開示とされることとなり、情報開示制度の基本的原則開示の趣旨に反する。

ウ 「不開示部分と開示部分の分離が既存プログラムでは行えない」と断じることには疑問がある。今日の目覚ましい技術の進歩は、「区分して除く」ことも「特定の個人の識別ができないように工作する」ことも容易な水準に達していると認められる(近頃のテレビのニュース映像等に鑑みれば、もはや「容易に可能なこと」と言えるのではないか)。

(3) その他

県職員が抗議の座り込みの参加者の映像を撮る行為が日常茶飯事に行われている。初参加者と思しき者が現場に来る姿を認めるや、明らかにその個人を狙った撮影が行われるなど、許容範囲をはるかに逸脱した撮影行為が繰り返されている。憲法・人権感覚に無自覚な県職員によって重大な基本的人権の侵害行為（撮り放題）が行われている。

情報開示を求めた理由の一つは、これに抗議し警鐘を鳴らすことである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第7条第1号の該当性

ア 本件文書には、ダム建設に反対して抗議の座り込みを行っている特定の個人を識別できる映像が含まれており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当し、不開示決定とした。

イ 後記(2)のアのとおり、本件文書は動的な電子的記録であることから、公務員と非公務員を区別することはできない。

(2) 部分開示の該当性について

ア 本件文書は、動的な電子的記録であり、既存のプログラムでは不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができず、条例第8条第1項には該当しない。

イ 職員が事務作業を行っているパソコンの既存プログラムには、人の顔を認識してそこだけモザイクを掛けるようなシステムは導入されていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公

開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が不開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、不開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、令和3年1月20日午前10時頃に当時の河川課長等がダム建設に反対して地権者やその支援者等（以下「地権者等」という。）が座り込みを行っている現場を訪問して、地権者等とやり取りを行っている場面を高台から撮影した映像である。

(2) 条例第7条第1号について

本件文書には、訪問した県職員及び地権者等の顔や体型等容姿の映像が連続して記録されている。これが特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。審査請求人は、コロナウイルス感染症の防止対策用のマスクを着用していることから特定の個人を識別するのは不可能である旨主張す

るが、マスク着用の有無によって上記判断が影響されるものではない。

したがって、当該情報については、条例第7条第1号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、公務員か非公務員かの差異に基づく検討が必要である旨主張しており、これは公務員の容姿は不開示情報には当たらないとの趣旨とも解される。しかし、公務員の容姿については、それ自体が職務遂行の内容であるとは言えず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とも認められないため、当然に不開示情報に当たらないとすることはできないと思料する。

(3) 部分開示について

条例第8条第1項本文は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

審査請求人は、今日の目覚ましい技術の進歩からすると、「区分して除く」ことも「特定の個人の識別ができないように工作する」ことも容易な水準に達しており、「容易に可能なこと」と言える旨主張している。

当審査会において実施機関に確認したところ、職員が事務作業を行っているパソコンの既存プログラムには、人の顔を認識してそこだけモザイクを掛けるようなシステムは導入されておらず、顔の部分を容易に区分して除くことができないとのことであった。そうすると、映像記録である本件文書において、人の顔を認識してそこだけモザイクを掛け続けることが技術的に不可能とは言えないとしても、実施機関がそれを行うとすれば、相当の負担を要するものと言える。また、実施機関がそのような技術的加工まで義務付けられていると解することはできない。

したがって、実施機関が部分開示を行わず、全部不開示としたのは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和3年6月8日	・実施機関から諮問書を受理
令和3年9月28日	・審査会（審査）
令和3年10月29日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和3年11月26日	・審査会（審査）
令和3年11月30日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長